本紙一部金壹錢
一ヶ年前納特殊郵便共十五圓
小樽市色内町一丁目十二番地
小樽綠丘新聞社
印刷人　永井智次郎
印刷所　小樽經專印刷部
發行所　小樽經專綠丘新聞社
北方經濟研究所

配給責任制の確立

岡本理一

一

戰爭の續く、我が「配給責任制」は、戰下の急務たる國民經濟の戰時的再編成をはかるため、企業に關する國家の統制を強化し、同時にその企業性を擴張することを目指して、昨年十二月十七日より實施されたものであるが、それが「企業責任制」を確立して企業の國家に對する責任の所在を明かにした點は、その特質の一に數へられる。從來の配給制度の下に於ては、消費者は、單なる統制をひとり的に受けるに過ぎず、從つて企業に對する關心も薄く、從つてまた企業の經營にも積極的な協力を期待することは出來なかつた。從つて企業の經營は、ともすれば國家の統制を無視し、或は國家の統制を潜脱して、利潤の追求に專念する傾向があつた。從つて國家の統制は、常に企業の經營に對する監視と干渉とを必要とし、從つて統制の强化は、企業の經營に對する干渉を强化することとなり、企業の經營は、ますます國家の統制に對して消極的となり、從つて國家の統制は、ますます强化されるといふ惡循環を繰返すのであつた。

ここに配給責任制とは、個人、法人が物資の獲得を企圖せしめるために負ふ義務、すなはち物資の獲得、購入、販賣、生産、配給、消費、金融、設備等の經濟行爲を行ふのである。ゆゑに企業、配給をどの程度に對して責任の意味にするかは、それぞれの企業の自由であるが、それは企業の自由であるとともに、それに對する責任の程度に應じて、それだけの行爲に對する權利を有するのである。

（一）企業の自由　企業の自由とは、企業經營に關する一切の事項を、企業者の自由意思によつて決定し得ることをいふ。從つて企業者は、その企業の目的、組織、經營方針、經營規模、經營形態、經營時期、經營地域、經營對象、經營數量、經營價格、經營條件、經營手段、經營組織、經營人員、經營資金、經營設備、經營技術、經營原料、經營製品、經營販賣、經營廣告、經營金融、經營保險、經營會計、經營組合、經營提携、經營合併、經營解散等に關して、自由にその意思を決定し得るのである。

（二）企業の自由の制限　企業の自由は、企業者の自由意思によつて決定し得るのであるが、それは決して無制限ではない。

民族と國民の概念

皆川治一

現今民族もしくは國民なる言葉が世上に頻々と用ひられ、殊に文化科學の諸分野に於て民族的性格や國民的限定の問題が自明の事として盛んに論ぜられるに至つた。

固より此事體は決して悪るいことではないであらうが、それが單なる一つの時流として著しくは誤まれる概念の固定として振り回されて理論の中に持ち込まれてはゐないであらうか。加之國民や國民について論ぜられる都は今日の歴史的必然であり、我々は現下の時局に於て民族乃至國民なる概念を無視しては何事をも考へることも許され得ない。さればこそ此等の概念は我國に於ては最も複雑なる内容規定の解釋に關せしめてはならない。

一所謂國民的性格なるものが種々なる社會現象の尖々の場合に於いて、何を意味するかが何よりも先づ能率に吟味される可きである。

民族と國民の概念の異同に就いては種々なる學說が存する此等を一應民族（Volk）と國民（Nation）とを區別する說と、國民を民族の發展的段階となす說とに大別出來る。

先づ第一の區別說に關するものとしてテンニースが擧げられる。彼に從へば「國民の概念には血統的、民族と言ふ點に於ては未だ統一體であるとされる。ことでは國家の構成員としての國民概念が明確に規定せられてゐるのである。

次に國機説も少くない。例へばフランク・オッペンハイマーは「我々はここで民族と國民との概念が用語上如何に區別せらるべきかを問題とするのではない。我々は單に民族と國民とを區別する概念を明確にしようと欲するのである。」と斷言してゐる。

然らば國民とは何か。國民とは一體何を以て民族と區別されるのであるか。

國民は自然的基礎の上に、歴史的發展の過程に於て形成された一體性である。國民は民族の如く單なる自然的所與ではない。國民は自然的基礎の上に、歴史的發展の過程に於て形成された一體性である。國民は民族の如く單なる自然的所與ではない。國民は自然的基礎の上に、歴史的發展の過程に於て形成された一體性である。